

## e)教育環境保全区域 [環境保全タイプ]

### 《土地利用の基準》

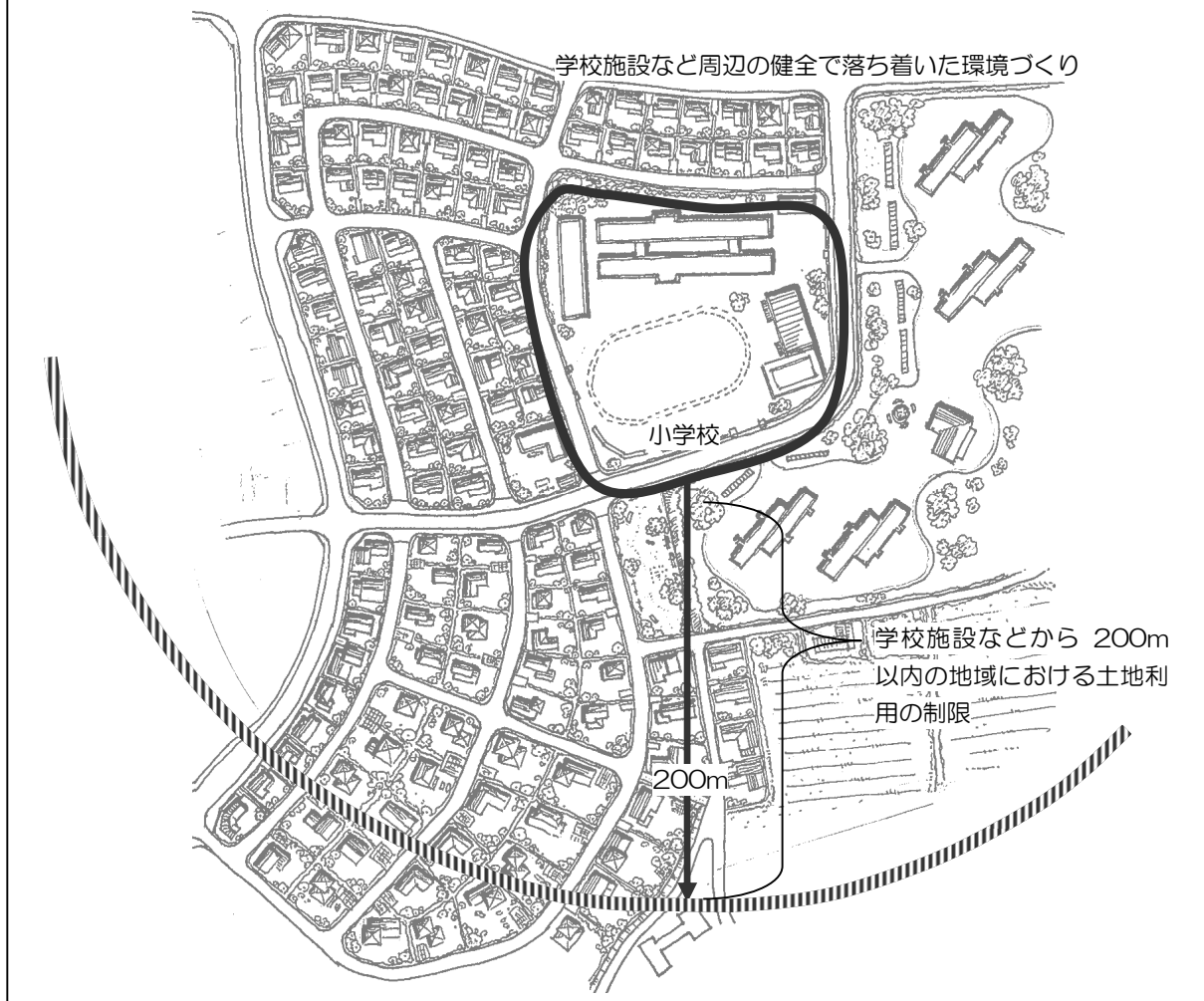
- 快適な暮らしの環境をコーディネートする
- 水と緑の環境を守り、未来へつなぐ
- 交通ネットワーク、公共交通を充実する
- 産業の発展と交流の促進によるにぎわいをつくる
- 安全で安心できる都市生活を確保する
- 参加と協働のまちづくりを進める

学校およびその周辺は、子供たちが学び、遊び、育つのにふさわしい安全で快適な教育の場とするため、その環境を整備し、または保全する必要があります。本区域は落ち着いた雰囲気のある健全な教育環境を保全、創出すべき区域です。

しかし、現行法令において、学校教育施設周辺の土地利用に対する制限はほとんど無いに等しい状況にある反面、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律において、学校教育施設は様々な地域において立地することが可能となっています。また、教育・文化施策としての観点からすると、教育施設は住宅地のみに限らず、様々な地域に立地する必要性があり、需要があるものと考えられます。

これらのことを勘案し、健全で落ち着いた教育環境が構築できる区域として、次に示すような建築物および土地の使用を制限します。

### 《土地利用の誘導イメージ》



<p>教育環境 保全区域の 土地利用 の基準</p>	<p>《教育環境保全区域内において行ってはならない土地利用》</p> <p>教育環境保全区域内においては、次に掲げる土地利用を行ってはならない。</p> <p>■ 次に掲げる土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃自動車等保管場用地</li> <li>・ 土石等採取用地</li> <li>・ 土砂等埋立用地。なお、農地における土砂などの埋立てなどで、3ヶ月を超える期間で行うものまたは現況の高さから60cmを超える土壌の掘削を伴うものは、土砂等埋立用地としての土地利用とみなす。</li> <li>・ 土砂等一時堆積用地</li> <li>・ 廃棄物処理施設用地</li> </ul> <p>■ 次に掲げる建築物または施設の用途に供する土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農産物加工施設。ただし、市街化区域においては各用途地域が定める規制内容に準ずる。</li> <li>・ 火薬庫、火薬類製造所。ただし、市街化区域においては各用途地域が定める規制内容に準ずる。</li> <li>・ 準住居地域に建築することができない危険物の貯蔵・処理に供する建築物。ただし、市街化区域においては各用途地域が定める規制内容に準ずる。</li> <li>・ ホテルまたは旅館</li> <li>・ 風俗営業または性風俗関連特殊営業を営む施設</li> <li>・ カラオケボックス</li> </ul> <p>■ その他教育環境を著しく悪化させるおそれのある土地利用</p> <p>■ 大規模特定開発事業用地</p>
--	--